

第 1 回学校運営協議会 次第

進行：教頭

記録：CS ディレクター

1. 開会のことば
2. 授業参観（参観の視点・参観）
3. 会長あいさつ
4. 校長あいさつ
5. 自己紹介（委員・学校職員）
6. 議長の選出と、今後の選出について
7. 報告
 - (1) 学校・生徒の様子について
8. 熟議 議長：内山会長
 - (1) 授業参観について
 - (2) 令和6年度学校運営の基本方針について（校長より）
 - (3) いじめ基本方針について
 - (4) 学校運営協議会自己評価の実施について
 - (5) 夢育やらまいか事業に対する意見書について（計画説明…教頭より）
9. 連絡事項
 - ・ 次回開催日時 令和6年9月19日(木) 13:30～
 - ・ 次回熟議内容について
10. 閉会のことば

令和6年度 学校運営協議会メンバー

◎学校運営協議会委員

会長	うちやま てつや 内山 哲哉
副会長	やまむら ゆきひろ 山村 行弘
委員	あんど てつひろ 安戸 哲弘
委員	かわむら ひさこ 河村 壽子
委員	まなべ かずちか 眞鍋 和親
委員	いしの ゆみこ 石野 由美子
委員 学校支援コーディネーター	ながた たくや 永田 琢也
委員	すずき ちかこ 鈴木 千香子

オブザーバー	とだ まこと 戸田 誠
--------	----------------

◎学校

校長	阪井 小百合
教頭	河合 司
教務 CS担当職員	岩田 敦夫
CSディレクター	荒谷 朋子

◎浜松市教育委員会

教育総務課	牧野 知子
-------	-------



校訓 たくましい自立

地域の願い

学校教育目標

夢を語り 粘り強く 挑戦する生徒

夢や希望をもち自分の言葉で語る 困難に立ち向かい 自分らしく輝く
しなやかに夢や希望をもち続ける

学校経営目標

目指す生徒像

人との関わりを大切にし、自立できる
熱中し、感動を大切にする

創造的に考え、学びを楽しむ

基本的な生活習慣を身に付けている

自ら考え行動する
56期生

開花する
55期生

互いの良さを認め合い、
ともに成長できる54期生

豊かな感性

特別活動を要とした「キャリア教育」の推進

- ・学級組織を活用した係活動の充実と自治体制の確立
- ・生徒が主体的、協働的に運営する学校行事の推進
- ・自治的な生徒会活動の活性化
- ・リーダー、フォロワーの育成
- ・キャリアパスポートの有効活用
- ・自他を認める心（自己肯定感・他者承認）を育てる活動の充実
- ・地域とつながる総合的な学習の時間での体験活動の実施
- ・特別の教科道徳の充実
- ・命を大切にする授業や活動の実施
- ・人権教育の充実

確かな学力

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・学習習慣の確立
- ・わかる喜びを実感できる授業の実践
- ・ICT 機器を有効に活用した学習活動
- ・協働的な学びにつながる魅力ある課題の提示

キーワード

つなぐ

生徒理解

互いの良さを認め合える人間関係作りを目指す

- ・発達支援教育の理念を根底に据えた生徒指導体制の確立
- ・不登校、いじめへの丁寧な対応と未然防止対策の推進
- ・教育相談体制の充実

健やかな心身

心身の健康の保持・増進

- ・食育の推進、規則正しい生活習慣の確立
- ・デジタル機器との向き合い方を見つめる期間の設定（ノーマメディアチャレンジ）
- ・学年ごとの思春期教室の実施

目指す学校

一人一人の生徒を大切にする学校 教育活動が充実している学校 保護者・地域と共につくる学校

生徒を支える職員集団

- ・教育公務員としての自覚と使命感、ふさわしい社会性や発信力を有する教職員
- ・授業力、生徒指導力等の向上のために情熱をもって学び続ける教職員
- ・組織の一員として行動する教職員・保護者、地域と連携する教職員

目指す教師像

地域・保護者

- ・地域の教育力を活かした教育活動推進
- ・学校運営協議会を活用し、キャリア教育を推進

引佐南部中学校いじめ防止基本方針

【概略】

いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

1. いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1. いじめの定義
 - a. いじめは特定の教職員によらず、校内いじめ対策委員会で認知する
 - b. 犯罪行為として取り扱われるべきと認められた事案等については、教育的配慮や被害者への配慮の上、早期に警察と連携した対応を実施
 - c. 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つ
- 2. いじめの理解
 - a. いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるもの
 - b. 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験する
 - c. 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる
 - d. いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題がある
 - e. 「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにする必要がある
- 3. いじめの防止等に関する基本的考え方
 - a. いじめの未然防止
学校は、全ての子供に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う

自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

- b. いじめの早期発見
子供たちがSOSを発信できるようにすること、教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する
- c. いじめへの対処
いじめへの対処についての体制を整備
- d. 地域や家庭との連携
PTA、地域、学校が協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設定
学校運営協議会制度の活用
- e. 関係機関との連携
学校：教育委員会・警察・児童相談所・医療機関・人権擁護機関と情報共有し、連携
相談窓口：教育総合支援センター・少年サポートセンター・法務局

2. いじめの防止等のための対策

- 1. いじめの防止等のための組織
 - 校内いじめ対策委員会組織と役割
 - ※引佐南部中学校 校内いじめ対策委員会
 - 校長(委員長) 教頭 教務主任 いじめ対策コーディネーター兼生徒指導主事 学年主任 養護教諭
 - 必要に応じて スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 学級担任 部活動顧問
 - 外部専門家(警察官経験者) など
 - 毎週1回定期的に開催、事案が発生した場合は、随時開催
- いじめの防止等における教職員の役割
 - a. いじめ対策コーディネーターの設置と役割
 - 会議などの企画・運営
 - 情報収集・実態把握、保護者・地域・関係機関との連携の窓口
 - いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進・研修の企画・運営をする
 - b. 教職員の役割
 - 「浜松市立引佐南部中学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見、早期対応が組織的かつ実効的に機能するように役割を明記
- 2. いじめの防止等に関する取組
 - 引佐南部中学校年間指導計画 ⇨ 令和6年度版に変更
 - いじめの防止等に関する取組が実行的なものになるよう年間指導計画を作成
 - いじめの未然防止 ⇨ 改訂
 - 「引佐南部中 学校教育目標『夢を語り ねばり強く 挑戦する生徒』を目指し、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。
 - 6月「命について考える月間」
 - 生徒会と共に、未然防止のための取組を展開
 - いじめの早期発見 ⇨ はままついじめアンケートを追加
 - 子供とのコミュニケーション、定期的なアンケート調査、個人面談等から子供がいじめを訴えやすい環境を整備
 - 教育委員会と連携、ネットパトロールの活用
 - いじめに対する措置
 - 教職員は、いじめ又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で対応
 - いじめを行った生徒には、人格成長を主眼に置き、教育的配慮のもと指導
 - いじめにかかる情報については組織で協議し、組織的な対応をする

- 基本的な対応の流れ
 - いじめと疑われる行為の認知
 - 校内いじめ対策委員会への報告→学校の組織的対応へ
 - 事実確認
 - 保護者への連絡、被害生徒への支援、加害生徒への教育上の指導
 - 傍観者への指導
 - 教育委員会への報告

- 関係機関との連携
- 学校における教育相談体制の整備
- 教職員の資質向上のための研修会や校内 OJT の取り組み
- いじめが解消している状態
 - いじめに係る行為が止んでいること(3か月を目安)
 - いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
- 「浜松市立引佐南部中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し
 - ホームページ公開、年度開始時に説明、取組状況の評価・検証

□ 3. 地域や家庭の役割

- 地域の役割
 - 地域の人たちが地域で育つ子供に積極的に関わる
 - 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止める
- 家庭の役割

□ いじめ防止対策推進法における保護者の責務

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な処置をとる
- 子供との触れ合いや対話を大切にする
- 子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、連携して、いじめの早期発見に努める
- 携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持つ
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合、学校と協力して指導する

3. 重大事態への対処

- 教育委員会へ報告し、ガイドライン等により対応

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 引佐南部中年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学年	入学式 始業式 授業開き ・ルール確認 学活 ・1年間の目標(CP) ・人間関係作り	道徳 ・公正公平 情報モラル講座 3年修学旅行 2年野外活動	道徳 ・生命尊重 ノーメディアア はごろも夢講演会 教育相談 ・生活アンケート	学活 ・1学期振返り(CP) ・夏休みの過ごし方 終業式	部活動	体育大会 ・縦割り活動(CP) 道徳 ・友情信頼	合唱コンクール(CP) 道徳 ・思いやり	1年地域学習 2年キャリア体験(CP) 教育相談 ・生活アンケート	終業式 学活 ・2学期振返り(CP)	道徳 ・相互理解	立志式(CP)	終業式 卒業式 道徳 ・感謝 学活 ・年間振返り(CP)
生徒会	対面式 新入生歓迎会 生活オリエンテーション		いのちについて考える月間 生徒集会 壮行会 結団式	生徒会選挙			駅伝壮行会		学校保健週間			3年生を送る会 解団式
縦割り活動を通じた人間関係作り												
教職員	いじめ対策委員会(毎週、臨時)、生徒指導部会											
	校内研修 ・基本方針 ・組織 ・生徒理解、いじめ対応研修	研修 ・1学期の取組	はままついじめアンケート	研修 ・アンケート結果より ・事例研修	小中合同研修 ・情報共有 研修 ・方針見直し	はままついじめアンケート 研修 ・授業研究	研修 ・アンケート結果より		はままついじめアンケート	研修 教育課程 ・今年度の振り返り ・アンケート結果より	研修 ・次年度の計画	
保護者・地域	入学式 PTA総会 ・基本方針説明 ・生徒指導方針説明	学校運営協議会 ・方針、説明 小中情報交換会		三者面談	健全育成会 標語 人権作文	学校運営協議会		三者面談 学校運営協議会		希望面談 学校運営協議会 参観会 懇談会 新入生説明会		新入生情報交換会

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「夢を語り ねばり強く 挑戦する生徒」の具現化を目指し、「自他のいのちを尊重する教育活動」と「一人一人を大切に自己肯定感を高める教育活動」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
5月	情報モラル講座を実施して、インターネットを通じて行われるいじめについて考える授業の実践
6月	生徒会等による「いのちについて考える」取組の実施
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
4月	生活オリエンテーションの実施によるルール・マナーの共通理解
6月	結団式の実施による縦割り活動の充実
学期末	学級活動において1年間をめあてを設定（キャリア・パスポート） キャリア・パスポートによる振り返り
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
日々の振り返り（SHR）	
6月	「公正・公平」をテーマにした道徳の授業と日々の生活
9月	「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と体育大会の実施
10月	「思いやり」をテーマにした道徳の授業と合唱コンクールの実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子 9 性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
思春期講座（各学年ごと）	
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
4月	生徒会主催の対面式・新入生歓迎会による仲間づくり
5月	自己の生き方について考えるはごろも夢講演会の実施
6月	壮行会実施による、活気のある風土づくり
9・10月	縦割り活動を取り入れた体育大会・合唱コンクールの実施 駅伝壮行会実施による、活気のある風土づくり
11月	進路や生き方について考える総合的な学習の実施とキャリア体験・地域学習
2月	自己の在り方について考える総合的な学習の実施

(様式1)

令和6年5月10日

浜松市立引佐南部中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 野澤 利行 様

浜松市立引佐南部中学校運営協議会
会長 内山 哲哉

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和6年5月9日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

学校では、1年で地域学習、2年で職場体験、3年で生き方学習（講師を招いてのライフプラン作成等）を行っている。

この地域は学校とのつながりが強く、協力的である。また、様々な方面で活躍する地元出身の人材が豊富である。そのような地域とのつながりを生かし、より充実したキャリア教育の推進を図っていくとよい。

本年度も、これまでの活動を継続しながら以下の活動を取り入れ、来年度以降、必要に応じて改善を加えていくのはどうか。

- ① 地域人材を活用し、生徒が学習に興味・関心を持てるような講演会、授業、体験等の場を設定する。
⇒ 実際に体験できるような活動を実施する。
- ② 地元での職業体験によって、職業意識の向上とともに地域のよさ、課題等についても考える機会にする。
⇒ 学区内の企業、商店、農家等で職業体験を行う。